

横浜市こども青少年局特定教育・保育施設等確認監査実施要綱

制 定 平成28年6月6日 こ監第46号（こども青少年局長決裁）

最近改正 令和7年4月1日 こ監第385号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく確認並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の支給等に関する業務等の適正な実施のために行う確認監査について、必要な事項を定める。

2 確認監査は、法第14条の規定に基づき行う指導（以下「指導」という。）並びに法第38条及び第50条の規定に基づき行う監査（以下「監査」という。）とする。

（確認監査の対象）

第2条 この要綱による確認監査の対象は、法に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）とする。

（確認監査の基準）

第3条 確認監査における公平性を担保するため、項目、着眼点、指摘事項、根拠法令等を内容とする確認監査基準を定める。

（確認監査の方針等）

第4条 指導は、特定教育・保育施設等に対し、法第33条及び第45条に定める設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）の責務並びに「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）」で定める運営に関する基準（以下「確認基準」という。）及び施設型給付費等の請求等に関する事項（以下「給付費基準」という。）について周知徹底させるとともに、過誤・不正の防止を図るために実施する。

2 指導は、集団指導及び個別指導により実施する。

3 監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

（確認監査の体制）

第5条 確認監査は、指導及び監査を担当する複数の職員により実施する。必要に応じて他の関係部署等と共同して実施する。

（集団指導の方法等）

第6条 集団指導は、内閣府令等の順守に関して周知徹底等を図るため、原則として年1回、実施する。

- 2 集団指導は、概ね1年以内に新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、全てを対象として実施する。また、制度の改正、施設型給付費等の請求の実態及び過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。
- 3 集団指導は、法人の代表者並びに特定教育・保育施設等の設置者等及び施設長等（以下「代表者等」という。）に対し、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。また、集団指導を実施する場合は、日時、場所及び予定される指導内容等について文書により代表者等に通知する。

（個別指導の方法等）

第7条 個別指導は、特定教育・保育施設等に対して、法第14条の規定による質問、立ち入り及び検査等並びに各種指導等の方法により実施する。また、効率的な実施のため代表者等に対して事前に資料の提出等を求めることができる。

- 2 個別指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。
- 3 個別指導は、前項に定める他、特に指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。
- 4 第2項及び第3項に定める他、緊急に指導を要する事項が発生又は発生の恐れがあると認める特定教育・保育施設等を対象に、特別個別指導を実施することができる。
- 5 本市が認可権限又は認定権限を有する特定教育・保育施設等の確認基準に係る事項に対する定期の個別指導は、原則として「横浜市子ども青少年局所管児童福祉施設等指導監査実施要綱（平成19年6月4日こ企第188号）」に定める一般指導監査と同時に実施する。
- 6 幼稚園型認定こども園の確認基準に係る事項に対する定期の個別指導は、施設の認可を行う者（以下「認可権者」という。）の指導監査の実施周期との連携を考慮するものとし、原則として5年に1回、実地において実施する。
- 7 施設型給付費等の給付を受ける幼稚園の確認基準に係る事項に対する定期の個別指導は、認可権者の指導監査を補完しつつ、実施周期の連携を考慮するものとし、原則として5年に1回、書面において実施する。その際、特に実地での指導が必要と認められる事項がある場合には、実地において実施する。
- 8 確認基準に係る事項に対する定期の個別指導を実施する場合は、事前に代表者等に文書で通知する。
- 9 給付費基準に係る事項に対する個別指導は、原則として給付費の請求及び支払に関する審査等と同時に実施する。
- 10 個別指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、直ちに監査に移行する。
 - (1) 著しい確認基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合
 - (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

（監査の方法等）

第8条 監査は、次の各号に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施する。

なお、特に第3号の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を実施することができる。

- (1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に関する情報

(2) 個別指導において確認した情報

第7条の規定に基づき実施する個別指導において確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じる恐れに関する情報

2 監査は、特定教育・保育施設等又は設置者等若しくは設置者等であった者若しくは特定教育・保育施設等の職員であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件への検査等の方法により実施する。

(結果の通知等)

第9条 確認監査（集団指導並びに第7条第3項の随時の指導及び同条第9項の給付費基準に係る事項に対する個別指導を除く。）の結果は、次の各号に掲げる区分にしたがって、代表者等に文書で通知する。

(1) 確認基準に違反する場合（軽微なものを除く。）は、当該事項を「文書指摘事項」とし、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する。

なお、文書指摘事項については、期限を定めて改善報告書の提出を求める。改善報告書の提出にあたっては、改善状況を確認できる資料又は改善計画書等の提出を求める。社会福祉法人が運営する特定教育・保育施設等の場合は、改善報告書の提出に際して理事会における改善措置の検討状況がわかる資料の提出等を併せて求める。

(2) 違反の程度が軽微である場合又は違反について前号の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、当該事項を「口頭指摘事項」とし、口頭により自主的な是正又は改善を指導する。

なお、代表者等と指導の内容に関する認識を共有するため、口頭指摘事項についても指摘内容を記載した文書を交付する。

(3) 文書指摘事項及び口頭指摘事項には該当しないが、特定教育・保育施設等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項を「助言事項」とし口頭により伝達し、口頭指摘事項と同様に文書を交付する。

2 文書指摘事項については、特定教育・保育施設等を利用しようとする者等への情報提供に努めるため、指摘事項及びその改善状況等をこども青少年局のホームページで公表できるものとする。

(改善勧告)

第10条 特定教育・保育施設等及び設置者等に確認基準違反等が認められた場合、必要に応じて認可権者等と連携を図りながら、法第39条又は第51条の規定に基づき、期限を定めて設置者等に対して必要な改善を勧告する。

2 前項の改善勧告に基づく改善措置の内容については、前条第2項の規定を準用する。

(情報共有)

第 11 条 結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善状況等については、必要に応じて認可権者等に対して情報提供を行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、確認監査の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。